

議案第 17 号

野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の指定管理者の指定
について

次のとおり野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市立こだま学園 野田市立あさひ育成園
指定 管 理 者	所 在 地	千葉県野田市船形310番地
	名 称	社会福祉法人は一とふる 理事長 加藤 威
指 定 の 期 間		平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成31年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の指定管理者として、社会福祉法人は一とふるを指定しようとするものである。

野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園指定管理者候補者 選定結果について

- 1 指定管理者募集施設
野田市立こだま学園
野田市立あさひ育成園
- 2 募集方法
随意
- 3 申請状況
1 者
社会福祉法人は一とふる
千葉県野田市船形310番地
- 4 選定した指定管理者候補者
社会福祉法人は一とふる
千葉県野田市船形310番地
- 5 選定理由
事前に提出された事業計画書等を野田市立こだま学園については委員6名、
野田市立あさひ育成園については委員5名で確認した結果、指定管理者候補
者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。選定委員会会議
録は、別紙のとおり。

野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園指定管理者 候補者選定委員会会議録概要

開催日時 平成31年1月29日（火）午前10時10分から午前11時25分まで
開催場所 野田市役所5階 511会議室
出席委員 総務部長（副委員長）、企画財政部長、行政管理課長、管財課長、野田市立こだま学園保護者代表2人、野田市立あさひ育成園保護者代表1人
欠席委員 副市長（委員長）
事務局 障がい者支援課、行政管理課
関係者 社会福祉法人は一とふる（現指定管理者）

1 開会

＜副委員長から開会の言葉＞

2 議事

（1）野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の保護者代表を委員に加えることについて

＜事務局から野田市立こだま学園保護者代表及び野田市立あさひ育成園保護者代表を委員に加えることについて説明＞

＜審議の概要＞

- 施設利用者の声を仕様書等に反映させるため、野田市立こだま学園保護者代表及び野田市立あさひ育成園保護者代表を本委員会に加えることについて各委員の了解を求める。

→ 異議無し

＜審議の結果＞

野田市立こだま学園保護者代表については2人、野田市立あさひ育成園保護者については1人欠席のため、代表1人を委員に加えることを決定する。

（2）野田市立こだま学園指定管理者の随意指定に係る審査について

＜事務局から随意指定の経緯、仕様書の変更内容及び事業計画書について説明＞

＜審議の概要＞

- 事業計画書1ページの外来療育相談について、週1回実施されているが、その利用状況について教えてほしい。

→ 毎週火曜日に実施しているが、好評を得ており、利用も多い状態である。

- 一日当たり何人対応できるのか、また一人当たりどれくらいの時間が掛かるのか。

→ 初めて外来療育相談に来る方は、まだ障がいの有無が分からない方や診断されていない方が多く、相談や検査には細心の注意を払い、丁寧に支援をする必要があるため、一日当たり1人対応し、2時間を要している。

○ 事業計画書1ページの職員研修について、外部研修は受けているのか。また内部研修の内容と頻度について教えてほしい。

→ 外部研修については、30年度実績で五つ受講した。職員のスキルに合わせてトレーニングが受けられる研修に参加している。内部研修については、年3回実施している。内容は、応用行動分析に係るもの、アセスメントの仕方、個別支援計画の作成方法、業務の進め方等を研修している。

○ 内部研修は年3回とのことであるが、1人が年3回ということか。

→ 1人が年3回受講している。

<保護者代表からの意見>

○ 初めて外来療育相談の予約をしたときは、指定管理者へ移行した時期で園長と面接し、2週に1回外来療育相談を利用した。利用したい方は多いと思うので、外来療育相談を設けてもらうことは大切なことと感じている。また子どもの調子が日によって異なるため、事業計画書に記載されている火曜日以外にも対応してもらえることは有り難い。今後も継続してもらいたい。

○ 外来療育相談で、丁寧に相談に乗ってもらえた。自閉症の子どもへの接し方も教えてもらい、外来療育相談を利用してから、子どもに対する接し方が変えられた。そのおかげで、子どもの状態も改善していったため、外来療育相談は重要と感じている。予約待ちの方もたくさんいるので、回数を増やしていただきたい。子どもは予約待ちの間にも成長していき、早くから療育をした方が良くと思うので、市でそういった施設を設けてもらいたい。

→ 市も早期発見、早期療育が重要だと考えている。子ども支援室では、新たに「子ども発達相談支援事業」を予定している。この中で子ども支援室の専門職が、個別相談や集団で行う親子教室などを通じて発達に関する相談支援を実施することで、今以上に早期の療育体制を図っていきたい。

○ 施設内に誰でも簡単に入ることができてしまうため、不安に感じている。もう少しセキュリティを高めてもらいたい。

→ 幼稚園等と同様に門を閉めており、また入口についても施錠して通常は入れないように対策している。日中は職員が不審者の侵入に注意を払い、夜間や職員が不在の日は機械警備により、セキュリティ対策をしている。

(3) 野田市立こだま学園の指定管理者候補者の決定

<審議の概要>

- 社会福祉法人は一とふるを指定管理者候補者として、今後の協議に入ること
でよろしいか。
- 異議無し

<審議の結果>

野田市立こだま学園の指定管理者候補者は、社会福祉法人は一とふるに決定する。

(4) 今後の予定について

<事務局から野田市立こだま学園の指定管理者選定に係る今後の予定について説明>

(5) 野田市立あさひ育成園指定管理者の随意指定に係る審査について

<事務局から随意指定の経緯、仕様書の変更内容及び事業計画書について説明>

<審議の概要>

- 管理仕様書1ページの定員20人に対し、契約者が31年1月1日時点で12人の状況を教えてほしい。
- 利用者の状況は、現在12人が契約しており、27年度は10人、28年度は8人、29年度は12人である。利用者は肢体不自由児であり、子ども支援室と連携して、子どもの体の発育に不安がある保護者には、外来療育相談で不安や悩みを取り除けるようアドバイスを行い、看護師や保育士と市の理学療法士の専門職が相談に当たり、早期の療育ができる支援体制である。
- 事業計画書1ページの施設の利用促進のための方策で、子ども支援室や保健センターと児童の状況等について連携を密にとるとあるが、具体例を教えてください。
- 直近での事例だが、検診時に情報を得た保健センターから外来療育相談を案内した旨の連絡が入り、その後も経過観察で利用されている。最近、その保護者の方から、今後の方針について要望があり、看護師や保育士、市の理学療法士だけでは対応が困難であったため、医療機関の情報等、豊富な情報を有している子ども支援室に相談したところ、保護者の要望に合うような療育をしている支援施設を調べてもらい、保護者の相談も受けてもらうことができた。今後も関係機関と児童や保護者のニーズや情報を共有して支援を行っていききたい。
- 事業計画書1ページの親子分離について、どのような内容のものが、また実施している対象者数とその効果について教えてください。

→ 以前は、親子通園という形で保護者と一緒に通園してもらう形をとっていたが、保護者から親子分離も実施してもらいたいとの要望が出たため、市と協議をして、28年10月から開始した。基本的には通園してから1年が経過した3歳以上の児童を対象に、園内分離でまずは部分的に分離して、慣れてきたら親子分離をしている。親子分離を行う目的として、今後の小学校での生活を見越して、なるべく自立した日常を過ごすことを目指している。保護者からは、自分で選択し行動ができるようになり、食事やトイレの場面でも自分でできることが多くなったと好意的な意見があった。現在1日で最大3人まで親子分離できる体制を取っており、他の児童は親子通園をしてもらっている。

○ 同種の施設でも、同じような親子分離は行われているのか。

→ こだま学園のような知的障がい児童を対象とした施設は、ほぼ親子分離をしており、あさひ育成園のような肢体不自由の児童を対象とした施設は、親子分離をしている施設、親子通園をしている施設と施設によって様々である。

○ 事業計画書2ページの風水害対策として実施される竜巻防災訓練は、珍しい取組だが、どのようなものか教えてもらいたい。

→ 27年度の県の実地指導において、28年度から風水害に関する訓練を実施するよう指導があり開始した。具体的にどのような訓練をすれば良いか消防署に相談したところ、水害の発生は想定されないため、突風や竜巻に関する訓練が良いと指示があった。内容については、施設の状況を見てもらい、あさひ育成園では、窓が少なく扉もあるトイレが安全なため、トイレに避難するよう指示があり、こだま学園では、児童が廊下に出て体を丸め、その上に職員がブルーシートで覆うよう指示があった。これらは毎月の避難訓練とは別に実施している。

○ 事業計画書2ページに、相談や苦情等に対応する窓口を設置し、受付担当を置くと記載されているが、運用体制と苦情解決までの流れを教えてください。

→ 親子通園で保護者と顔を合わせる時や、連絡帳で保護者の意見を聞き、苦情とならないよう、こまめに把握するよう努めている。あさひ育成園の苦情解決マニュアルについて、入口に掲載しており、面接、電話、書面等で児童指導員へ苦情の相談をしてもらっている。その次に、解決へ向け職員間で話し合い、改善報告を行っている。

○ 事業計画書3ページに、時間外勤務を削減するよう努めるとあるが、現在、時間外勤務は増加傾向にあるのか、それとも削減の効果が出ているのか教えてください。

→ あさひ育成園においては、27年度以降、残業はほぼない状態が続いている。契約者は12人だが、全ての児童が毎日通園しているわけではなく、登園する

児童が少ない日に、手が空いた職員が効率良く業務を処理し、フォローし合いながら残業が出ないように工夫している。

- 事業計画書3ページに、福祉現場における人材確保は求人募集をしてもなかなか充足しないとあるが、採用に関して工夫している点があれば教えてほしい。
→ ハローワークに求人募集をするとともに、大学や短大、専門学校の方からの実習を受け入れて、良い感触を得てもらうよう丁寧に指導し、卒業後の採用につながるようアプローチしている。
- 31年度の職員配置については、30年度と同様か。
→ 同様に、常勤の園長、児童指導員、保育士及び看護師が1人ずつ、非常勤の児童指導員が1人、親子分離で加配する非常勤職員の保育士及び看護師を1人ずつ配置する予定である。

<保護者代表からの意見>

- 外来療育相談を経て入園し、あさひ育成園に約1年通園しているが、重度の障がいや寝たきりの状態の子どもが、通園してから表情が出てきて、体も少しではあるが、自分の意思で動かせるようになった。あさひ育成園に通って良かったと感じている。
- 重度の障がいのため、親子分離することは難しいと感じている。
→ 完全分離については、まだ難しいかもしれないが、少しの時間であっても部分的に分離する機会は今後設けていきたい。また、そのような希望があるときは、常勤の看護師と非常勤の看護師の2人で勤務して実施できるようにする。今後も、園児の状況をよく把握し、保護者の方が安心して預けられる体制を取っていきたい。

(6) 野田市立あさひ育成園の指定管理者候補者の決定

<審議の概要>

- 社会福祉法人は一とふるを指定管理者候補者として、今後の協議に入ることによろしいか。
→ 異議無し

<審議の結果>

野田市立あさひ育成園の指定管理者候補者は、社会福祉法人は一とふるに決定する。

(7) 今後の予定について

<事務局から野田市立あさひ育成園の指定管理者選定に係る今後の予定について説明>

3 閉会

議案第 18 号

野田市立あすなろ職業指導所の指定管理者の指定について

次のとおり野田市立あすなろ職業指導所の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市立あすなろ職業指導所
指定 管 理 者	所 在 地	千葉県野田市船形310番地
	名 称	社会福祉法人は一とふる 理事長 加藤 威
指 定 の 期 間		平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成31年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立あすなろ職業指導所の指定管理者として、社会福祉法人は一とふるを指定しようとするものである。

野田市立あすなろ職業指導所指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者募集施設
野田市立あすなろ職業指導所

2 募集方法
随意

3 申請状況
1 者
社会福祉法人は一とふる
千葉県野田市船形310番地

4 選定した指定管理者候補者
社会福祉法人は一とふる
千葉県野田市船形310番地

5 選定理由

事前に提出された事業計画書等を委員6名で確認した結果、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市立あすなろ職業指導所指定管理者候補者選定委員会 会議録概要

開催日時 平成31年1月29日（火）午前9時30分から午前10時5分まで
開催場所 野田市役所5階 511会議室
出席委員 総務部長（副委員長）、企画財政部長、行政管理課長、管財課長、野田市立あすなろ職業指導所保護者代表2人
欠席委員 副市長（委員長）
事務局 障がい者支援課、行政管理課
関係者 社会福祉法人は一とふる（現指定管理者）

1 開会

＜副委員長から開会の言葉＞

2 議事

（1）保護者代表を委員に加えることについて

＜事務局から野田市立あすなろ職業指導所保護者代表2人を委員に加えることについて説明＞

＜審議の概要＞

○ 施設利用者の声を仕様書等に反映させるため、野田市立あすなろ職業指導所保護者代表2人を本委員会に加えることについて各委員の了解を求める。

→ 異議無し

＜審議の結果＞

野田市立あすなろ職業指導所保護者代表2人を委員に加えることを決定する。

（2）野田市立あすなろ職業指導所指定管理者の随意指定に係る審査について

＜事務局から随意指定の経緯、仕様書の変更内容及び事業計画書について説明＞

＜審議の概要＞

○ 事業計画書の1ページの施設の利用促進のための方策について、事業所の特徴であるパン、クッキーなどの製造販売における販売の場所や利用者の関わり
の状況及び製造個数はどの程度か。

→ パンなどの販売については、野田市役所1階の喫茶つくしんぼ、県立野田特別支援学校などで行っている。その他に千葉カントリーゴルフクラブなどでも焼菓子を販売している。喫茶つくしんぼでの取扱量が最も多く、1日180個から200個程度を販売している。売上は月額70万円から100万円程度になる。

利用者の関わりについては、可能な範囲で支援員と販売場所に同行し、挨拶などを行いお客様と関わりを持つよう心掛けている。

- 事業計画書の1ページの施設の利用促進のための方策について、パン、クッキーなどの製造に関して、衛生面ではどのように対応するか。
 - 千葉県食品衛生法施行条例に基づき適切に対応している。具体的には、パン製造に従事する利用者及び職員に対し、手洗いや清潔な身だしなみの徹底及び腸内細菌検査を実施している。また、体調不良を訴える方はパン製造作業から外し、感染症の防止に努めている。

- 定期的に内部で実施されている職員研修会の開催頻度や研修内容はどのようなものか。
 - 年4回から5回の法人研修を実施している。年度当初に障がい特性に関する研修、臨床心理士によるコンサルテーションを年2回及び社会福祉法人は一とふるの法人全体研修として各事業所での困難事例の検討を実施している。

- 事業計画書の2ページの施設の安全管理についての対策中の「ひやり・はつと」箱とはどういうものか。
 - 施設での事故や虐待につながる事例を管理者が事前に把握し予防するため、あすなろ職業指導所だけではなく、こだま学園及びあさひ育成園を含めた3か所に設置している。日々の支援については、職員会議などで状況が把握できるが、他の支援員の介助に対する取組状況やバス送迎の際の現場での出来事等は管理者では把握しにくく、支援員同士では対面での助言が難しいこともあるため、匿名性の確保された箱を設置している。

- 事業計画書2ページの緊急時の危機管理の最後にある「自主送迎方法等を迅速に周知し対応する」というのは、具体的にどのようなことか。
 - 30年度の例では、8月及び9月の台風接近時には、気象予報を事前に把握できたため、台風接近の前々日までには保護者及び利用者宛てに台風接近日の送迎実施及び自宅からバス停留所又はあすなろ職業指導所までの移動の際の注意喚起、遅刻又は休所を含む自己判断を促す文書を配布した。

- 事業計画書3ページの管理経費縮減のための方策について、安易な委託は行わず、支援業務に支障のない範囲で自己処理するよう努めるとあるが、自己処理している事例はどのようなものがあるか。
 - 食堂の床の補修や高所の避難誘導灯の蛍光灯交換について、器具を用いて職員が実施した。また、バスの乗降の際の段差を解消するためのステップを職員が自作し活用している。

- 事業計画書4ページの地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮の方策について、職員の充足が厳しい状況であることの記載があるが、野田市民

の人数、割合はどの程度か。また、どのように求人募集を行っているのか。その中で最も採用に結びつく求人方法はどのようなものか。

→ あすなる職業指導所の職員19人中、14人が野田市民であり、比率としては73%を占めている。求人は求人サイトへの掲載やハローワークを通じて行っており、就職後の資格取得に対する補助、研修の充実等の法人のアピールポイントを示している。新規職員採用のため、大学を訪問したり、興味を持った学生には法人見学等の興味を持ってもらえるような対応を行っている。

新規職員については、福祉職を目指す人の求人サイト経由で法人に興味を持つ人が多く、臨時職員の採用にはハローワークも有効である。

<保護者代表からの意見>

○ 保護者の間で就労継続支援B型の利用者全員も送迎バスを利用できるようにしてほしいという意見が出ている。早急に対応できるようにしてほしい。

→ 指定管理者からも報告を受けており、障がい者支援課も保護者会に参加した際に、同様の要望を受けた。31年度が指定管理の更新年度に当たるため、そこから原則として送迎の希望者全員が送迎バスを利用できるように指定管理者と準備を進めている。

○ 現指定管理者の運営によって、行事の質が上がり利用者も仕事以外の行事を楽しみにしている。

○ あすなる職業指導所のメインはパン製造だと思う。他にも織物などの面白い取組をしており、その結果、工賃も他の事業所の相場よりも優れている。下請け作業についても、以前よりも種類が増加しており、利用者ができる範囲で頑張れる良い状況が出来ている。

(3) 野田市立あすなる職業指導所の指定管理者候補者の決定

<審議の概要>

○ 社会福祉法人野田は一とふるを指定管理者候補者として、今後の協議に入ることによろしいか。

→ 異議無し

<審議の結果>

野田市立あすなる職業指導所の指定管理者候補者は、社会福祉法人は一とふるに決定する。

(4) 今後の予定について

<事務局から今後の予定について説明>

3 閉会

議案第 19 号

野田市立清水保育所の指定管理者の指定について

次のとおり野田市立清水保育所の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市立清水保育所
指定 管 理 者	所 在 地	東京都国分寺市光町二丁目5番地1
	名 称	株式会社こどもの森 代表取締役 久芳 敬裕
指 定 の 期 間		平成32年4月1日から平成39年3月31日まで

平成31年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立清水保育所の指定管理者として、株式会社こどもの森を指定しようとするものである。

野田市立清水保育所指定管理者候補者選定結果について

- 1 指定管理者募集施設
野田市立清水保育所
- 2 募集方法
公募
- 3 応募状況
1 者
株式会社こどもの森
東京都国分寺市光町二丁目 5 番地 1
- 4 選定した指定管理者候補者
株式会社こどもの森
東京都国分寺市光町二丁目 5 番地 1
- 5 選定理由
事前に提出された事業計画書等応募書類及び応募者によるプレゼンテーションを委員 5 名で審査した結果、当該応募者は総得点が合格基準点を満たしていたので、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。採点結果及び選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市立清水保育所指定管理者候補者採点結果

(単位:点)

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評 価
			株式会社こどもの森
利用者の平等利用を確保するものであること。	・利用者の平等な利用が図られる内容となっているか。 (障がい児保育等)	適格要件	○
施設の効用(設置目的)を最大限に発揮させるものであること。	・施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	3.6
	・施設の利用促進(利用者増)のための適切な方策等を講じているか。	5	3.2
	・利用者のニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等が講じられているか。	5	3.4
	・午後6時以降の時間外保育について、児童に配慮した内容になっているか。	5	3.6
	・保育内容についての客観的な評価を行い、保護者や地域に情報提供するなど保育所の組織性や職員の意識を高め、保育の質の向上につなげるための積極的な方策が講じられているか。	5	3.4
衛生管理が適切であること。	・衛生管理(食品を除く)のための適切な方策が講じられているか。	5	3.6
	・食品の衛生管理のための適切な方策が講じられているか。	5	3.6
給食(おやつ)の提供が適切であること。	・給食(おやつ)の提供に当たり、栄養管理や食材の選択のための適切な方策が講じられているか。	5	3.6
児童の健康管理が適切であること。	・医療機関等との連携を含めて、児童の健康管理のための適切な方策が講じられているか。	5	3.0
児童虐待問題への対応が適切であること。	・児童虐待の兆候発見時の対応等のための適切な方策が講じられているか。	5	3.4
地域との関わり方が適切であること。	・地域との関わり方(園庭開放等)に対する適切な方策が講じられているか。	5	3.6
個人情報の適切な保護が図られていること。	・個人情報の適切な保護のための具体的な方策が講じられているか。	適格要件	○
緊急時の危機管理体制が確立されていること。	・防犯対策は講じられているか。	5	3.0
	・防災対策は講じられているか。	5	3.2
	・安全対策は講じられているか。	5	3.4
	・児童が病気やけがをした場合の対策は講じられているか。	5	3.4
	・苦情解決の仕組みへの取組みが講じられているか。	5	3.8
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること。	・現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的な方策が講じられているか。	5	3.0
管理経費の縮減が図られるものであること。	・管理経費縮減のための具体的な方策を講じているか。	5	3.2
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	・地元住民の雇用が計画されているか。	5	3.0
	・物品及び役務の調達に際して、地元業者への発注が配慮されているか。	10	7.2
	・保育所業務について、同種(類似)業務の実績は妥当であり、施設管理に関する知識を有しているか。	5	3.8
	・経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	10	8.4
	・保育士の構成(配置)、職員の保有する資格、職員の経験年数、職員に求める資質等が妥当なものとなっているか。	5	3.6
	・保育士以外の職員構成(職員配置)、職員の保有する資格、職員の経験年数、職員に求める資質等が妥当なものとなっているか。	5	3.4
	・職員の指揮監督及び管理体制が妥当なものとなっているか。	5	3.6
	・人材育成(研修)の方策等は妥当なものとなっているか。	5	3.4
	・経営する施設における諸規程が整備されているか。	適格要件	○
	・管理に関する業務の全部を第三者に委託することなく、妥当なものとなっているか。	10	6.4
業務の引継ぎが適切に行われること。	・業務の引継ぎを受ける場合について、児童に配慮した方策等が講じられているか。(現指定管理者が応募した場合は引継ぎをする業務とする。)		
合 計	5点×24項目 10点×3項目 計150点満点 (100点満点換算)		103.8 (69.2)

第1回野田市立保育所指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 平成30年10月9日(火) 午後3時から午後4時5分まで
開催場所 野田市役所7階 706会議室
出席委員 副市長(委員長)、総務部長(副委員長)、企画財政部長、行政管理課長、
管財課長、清水保育所保護者代表2人
欠席委員 無し
事務局 児童家庭部長、保育課、行政管理課

1 開会

<委員長から開会の言葉>

2 議事

(1) 保護者代表を委員に加えることについて

<事務局から清水保育所保護者代表2人を委員に加えることについて説明>

<審議の概要>

- 施設利用者の声を仕様書などに反映させるため、清水保育所保護者代表2人を本委員会に加えることについて各委員の了解を求めたいがいかがか。

→ 異議無し

<審議の結果>

清水保育所保護者代表2人を委員に加えることを決定する。

(2) アンケート結果の報告について

<事務局から清水保育所のアンケート結果について説明>

<審議の概要>

- 午後6時以降の延長保育時間の過ごし方について、室内で穏やかに過ごしている子どもは疲れすぎることなく帰宅し、就寝まで過ごせている。そのため、「午後6時以降の時間外保育について、児童に配慮した内容になっているか。」を加点してほしいとあるがどのように考えるか。

→ 加点した方が良いのではという意見や、過ごし方は人それぞれだと思うので難しいのではないかと意見があったが、この件については、他の評価項目も含め全体で考えることとするのはどうか。

<審議の結果>

次の議題の項目の中で審議することとして決定する。

(3) 募集要項、仕様書及び応募書類の検討について

＜事務局から清水保育所の募集要項、仕様書及び応募書類の検討について説明＞

＜審議の概要＞

○ 「業務報告書を作成し、野田市に提出すること。」について、いつまでにといった期限を明記した方が良いのではないかな。

→ 「毎年度終了後30日以内に」を追記する。

○ 「野田市において、震度4以上の地震が発生し、保育課から指示があったとき保育課へ報告する。」とはどのようなときか。

→ ガラスが割れたときや、機械警備が反応したときなどである。

○ この仕様書には、清水保育所に限る項目はあるのか。

→ 施設の概要は清水保育所のことであるが、それ以外は保育所共通の仕様となっている。

○ 翌年度の担任の持ち上がりについては必ず行うものか。

→ 努力義務として定めるものである。

○ 第2次審査の配点は項目によって5点と10点があるが、10点としている理由は何かな。

→ 保育所を運営していく上で特に重要と考えているためである。10点としている3項目の内訳としては、「保育所業務の実績が多いこと。職員がバランス良く配置されていること。児童に配慮した引継ぎが行われていること。」である。

○ 他に10点とした方が良い項目はあるのか。

→ 重要な項目と判断されたものを10点としているため、全体的にバランスが取れているものとする。

→ アンケート結果にあった、午後6時以降の延長保育時間の加点について、配点などの内容を理解していなかった。10点としている項目を考慮すると、現行の5点のままで良いと感じる。

○ 延長保育時間の配点については現行の5点のままで良いか。

→ 異議無し

○ 第2次審査の評価項目について、「一括して第三者に委託することなく、妥当なものとなっているか。」の言い回しは分割委託であれば良いと理解されるのではないかな。

→ 「一括しての」の部分を「管理に関する業務の全部」に修正する。

○ 第2次審査の評価項目について、「保育士の構成（配置）、職員の保有する資格、職員の経験年数、職員に求める資質などが妥当なものとなっているか。」の評価方法の説明は分かりにくいのではないか。

→ 「職員に求める資質等」を「資質等のバランス」に修正する。

＜審議の結果＞

募集要項、仕様書及び応募書類について、指摘事項の修正も含めて原案どおり決定する。

3 閉会

第2回野田市立保育所指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 平成31年1月25日（金）午後1時30分から午後3時20分まで
開催場所 野田市役所5階 511会議室
出席委員 副市長（委員長）、企画財政部長、行政管理課長、管財課長、
清水保育所保護者代表1人
欠席委員 総務部長（副委員長）、清水保育所保護者代表1人
事務局 保育課、行政管理課

1 開会

＜委員長から開会の言葉＞

2 議事

(1) 野田市立清水保育所指定管理者指定申請に係る第1次審査結果について（報告）

＜事務局から応募状況及び第1次審査結果について説明＞

- ・応募団体は1者
- ・第1次審査の結果、適格要件を満たしていた。

(2) 野田市立清水保育所指定管理者指定申請に係る第2次審査（プレゼンテーション）

応募団体（株式会社こどもの森）の審査

－株式会社こどもの森が入室－

＜事業計画書等の概要について説明＞

＜審議の概要＞

○ 災害時における連絡方法として「らくらく連絡網」を利用しているとあるが、災害時以外にも活用しているか。また、保護者との信頼関係を構築するためにどういった方策を取っているのか。

→ らくらく連絡網は素早く連絡できることから、災害時以外にインフルエンザの流行への対応や、運動会の延期のお知らせなどに活用している。また、保護者との信頼関係を構築するための方法として、毎日の連絡ノートや日々の様子と取組を園だよりでお知らせしている。職員はほぼ正規職員で、担任と対話する機会が多いことが保護者にも安心していただけていると思っている。

○ 「異年齢児保育」とは具体的にどういう形で進めているのか。

→ 3歳から5歳を縦に割って3クラスを作り、散歩や給食などで3人組の兄弟、姉妹として月2回活動している。頼れるお兄さんお姉さんへの憧れや優しさ、協力などの気持ちを育ててほしい思いがあり、取組を始めて5年目になる。

○ 延長保育の利用状況はどのくらいか。また、利用者の人数によってどのように保育士が配置されているか。

→ 30年度の利用状況は比較的少なくなっている。午後7時までは20人程度、午後8時までは5人程度となっている。保育士配置については配置基準に基づき、利用人数に合わせて配置している。また、夕方は非常勤職員を加えるなど、更に職員配置を手厚くすることで、安心な保育を提供している。

○ 保育所の畑で野菜を育て収穫できる機会は貴重であり、良い取組だと思う。

食の安全については、食材に何を使っているかなどの給食のお手紙がある。また、インフルエンザの情報なども小まめにメールがあるので感謝している。

気が付いたこととしては、教室内の掲示物の内容が、あまり更新されていないように感じられる。

→ 掲示物の内容については、定期的に確認して更新する。

○ スーパーバイザーの保育所巡回・派遣の頻度は年にどのくらいか。

→ 要望に合わせて訪問するケースと定期的な巡回がある。

療育の巡回では気になる子がいる保育所には年5、6回行くこともある。保育面の巡回は年1、2回であり、要望がある場合はその都度訪問している。

○ 外部モニタリング機関による利用者対応調査について、具体的な手法と評価方法を教えてほしい。また、これまで清水保育所での実績についても教えてほしい。

→ 入所希望者として職員に質問することで、その対応や保育所の衛生環境などを確認していた。しかし、評価する人によって評価が変わるなど、正当な評価ができないと考えられたため、現在は新たな手法に変えている。

○ 内部監査の実施について「系列保育所の保育士がお互いの保育所見学を行うなどし、評価する意見交換の場を設けています。」とあるが、理念や取組が共通している中でどこに着眼し評価するのか。また、評価を踏まえた具体的な取組について教えてほしい。

→ 理念は共通だが、保育所ごとに目標や特色、職員の関わり方、保育環境に違いがある。系列保育所同士で公開保育の日を設け、保育の様子を見た後にミーティングで意見交換し、良い点などは各保育所に持ち帰り、取り入れるなどしている。具体的な取組としては、経験の長い所長の下に経験値の浅い所長が出向いて、アドバイスをもらったりするなどの取組を行っている。

○ 清水保育所が系列保育所から評価されていることは何か。

→ 子どもが遊びたくなるような保育室のレイアウトと言ってもらえている。また、緑に囲まれ、広い敷地内に畑もあり、保育環境について評価されている。

○ 残業などによる過重労働にならないような勤務体制とあるが具体的にどうしているのか。

→ 朝から勤務している職員が残っていれば、所長が退勤時間を確認し、帰宅するように声掛けをしている。また、効率の良い仕事をするための時間の使い方に取り組んでいる。さらに、週2回のノー残業デイを実施しているため、残っている職員はほとんどいないと考えている。

○ 具体的にはどのようなときに残業になるか。

→ 子どもがけがをしたときなど、担任が保護者に状況を説明する場合である。

○ 国内外を問わずに、評判の良い保育所の見学や実地研修を取り入れているとのことだが、取組や考え方で取り入れたことがあれば教えてほしい。また、日本の保育の優れている点や欠けている点を教えてほしい。

→ 過干渉になり過ぎるのは良くない。

見守る保育をベースとしているので、主にそのような保育所に赴いているが、今年は横峰式の保育所を見学してきた。保育所によっては、既に横峰式を取り入れたところもある。海外研修については、アメリカとドイツの保育所で共通していることは自由なところで、ドイツの保育所では、どの部屋で過ごしても良いという日がある保育所があった。個を重んじる考えで、私どもにはそのような発想はなかった。例えば、ベッドで靴を履いている子もいれば裸足の子ももいた。聞いてみると、本人がそうしたいと言っているからそうさせているとのこと。また、日本の保育の優れている点は協調性や助け合う心を育む点ではないかと思う。

○ 職員配置計画はどの時点のものか。30年度時点であれば、31年度の配置での異動の予定や考え方はどうか。

→ 30年度のものである。

31年度は、退職者の人数にもよるが、キャリアアップを考えながら1、2人の異動を考えている。

○ 保育士の確保が難しいといわれるが、こういった状況か。

→ 離職者が少ないことから無理に採用する必要がなく比較的うまくいっている。

新卒者を主に採用しており、既存保育所の保育士が異動した場合に新卒で採用している。しかし、保育士は売り手市場であることから内定通知を出しても、なかなか内定承諾がもらえない状況でもあり、10か所から20か所の現場を見て、決めているように思われる。そのことから現場が楽しそうに保育を行っていて、新卒者がここで働きたいと思ってもらうことが重要だと考えている。

—株式会社こどもの森が退室—

<採点整理>

各委員が応募団体からの説明及び質疑内容を基に採点する。

- (3) 野田市立清水保育所指定管理者指定申請に係る第2次審査合格者の決定（指定管理者候補者の決定）について

<第2次審査の評価表の集計結果について説明>

第2次審査の評価表のうち、適格要件は全ての委員が適格と評価した。

集計の結果、評価項目27項目150点満点に対し、株式会社こどもの森は103.8点で100点満点に換算すると69.2点であり、合格最低基準の6割を満たしていた。

<審議の概要>

- 集計結果について、特に低い評価項目もなく、合格基準点も満たしているため、株式会社こどもの森を指定管理者候補者として、今後協議に入ることと決定することとよろしいか。

→ 異議無し

<審議の結果>

野田市立清水保育所指定管理者候補者は、株式会社こどもの森に決定する。

- (4) その他

<事務局から今後の日程について説明>

3 閉会

議案第 20 号

野田市立北部保育所の指定管理者の指定について

次のとおり野田市立北部保育所の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市立北部保育所
指定 管 理 者	所 在 地	千葉県野田市中野台564番地の2
	名 称	株式会社コピーアンドアソシエーツ 代表取締役 小林 照男
指 定 の 期 間		平成32年4月1日から平成39年3月31日まで

平成31年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立北部保育所の指定管理者として、株式会社コピーアンドアソシエイツを指定しようとするものである。

野田市立北部保育所指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者募集施設
野田市立北部保育所

2 募集方法
公募

3 応募状況
1 者
株式会社コビーアンドアソシエイツ
千葉県野田市中野台 5 6 4 番地の 2

4 選定した指定管理者候補者
株式会社コビーアンドアソシエイツ
千葉県野田市中野台 5 6 4 番地の 2

5 選定理由

事前に提出された事業計画書等応募書類及び応募者によるプレゼンテーションを委員 7 名で審査した結果、当該応募者は総得点が合格基準点を満たしていたので、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。採点結果及び選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市立北部保育所指定管理者候補者採点結果

(単位:点)

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評 価
			株式会社コピーアンドアソシエイツ
利用者の平等利用を確保 するものであること。	・利用者の平等な利用が図られる内容となっているか。(障 がい児保育等)	適格 要件	○
施設の効用(設置目的) を最大限に発揮させるも のであること。	・施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	3.6
	・施設の利用促進(利用者増)のための適切な方策等が講じ られているか。	5	3.7
	・利用者のニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の 確保)のための適切な方策等が講じられているか。	5	3.9
	・午後6時以降の時間外保育について、児童に配慮した内容 になっているか。	5	3.6
	・保育内容についての客観的な評価を行い、保護者や地域に 情報提供するなど保育所の組織性や職員の意識を高め、保 育の質の向上につなげるための積極的な方策が講じられて いるか。	5	3.6
衛生管理が適切であるこ と。	・衛生管理(食品を除く)のための適切な方策が講じられて いるか。	5	3.9
	・食品の衛生管理のための適切な方策が講じられているか。	5	3.7
給食(おやつ)の提供が 適切であること。	・給食(おやつ)の提供に当たり、栄養管理や食材の選択の ための適切な方策が講じられているか。	5	4.1
児童の健康管理が適切で あること。	・医療機関等との連携を含めて、児童の健康管理のための適 切な方策が講じられているか。	5	3.7
児童虐待問題への対応が 適切であること。	・児童虐待の兆候発見時の対応等のための適切な方策が講じ られているか。	5	3.4
地域との関わり方が適切 であること。	・地域との関わり方(園庭開放等)に対する適切な方策が講 じられているか。	5	3.4
個人情報の適切な保護が 図られていること。	・個人情報の適切な保護のための具体的な方策が講じられて いるか。	適格 要件	○
緊急時の危機管理体制が 確立されていること。	・防犯対策が講じられているか。	5	3.3
	・防災対策が講じられているか。	5	3.1
	・安全対策が講じられているか。	5	3.1
	・児童が病気やけがをした場合の対策が講じられているか。	5	3.3
	・苦情解決の仕組みへの取組みが講じられているか。	5	3.7
現金の取扱い等の経理処 理が適切に行われている こと。	・現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的 な方策が講じられているか。	5	3.3
管理経費の縮減が図られ るものであること。	・管理経費縮減のための具体的な方策が講じられているか。	5	3.1
地元住民の雇用、物品及 び役務の調達に際し、地 元業者へ配慮すること。 事業計画書に沿った管理 を安定して行う物的能 力、人的能力を有してい ること。	・地元住民の雇用が計画されているか。	5	4.3
	・物品及び役務の調達に際して、地元業者への発注が配慮さ れているか。		
	・保育所業務について、同種(類似)業務の実績は妥当で あり、施設管理に関する知識を有しているか。	10	7.1
	・経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う 能力を有しているか。	5	3.4
	・保育士の構成(配置)、職員の保有する資格、職員の経験 年数、職員に求める資質等が妥当なものとなっているか。	10	7.1
	・保育士以外の職員構成(職員配置)、職員の保有する資 格、職員の経験年数、職員に求める資質等が妥当なもの となっているか。	5	3.3
	・職員の指揮監督及び管理体制が妥当なものとなっている か。	5	3.1
	・人材育成(研修)の方策等は妥当なものとなっているか。	5	3.6
	・経営する施設における諸規程が整備されているか。	5	3.4
	・管理に関する業務の全部を第三者に委託することなく、妥 当なものとなっているか。	適格 要件	○
	・業務の引継ぎを受ける場合について、児童に配慮した方策 等が講じられているか。(現指定管理者が応募した場合は 引継ぎをする業務とする。)	10	6.9
合 計	5点×24項目 10点×3項目 計150点満点 (100点満点換算)		105.7 (70.5)

第1回野田市立保育所指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 平成30年10月12日（金）午後5時30分から午後6時35分まで
開催場所 野田市役所2階 203会議室
出席委員 副市長（委員長）、総務部長（副委員長）、行政管理課長、管財課長、北部
保育所保護者代表3人
欠席委員 企画財政部長
事務局 児童家庭部長、保育課、行政管理課

1 開会

＜委員長から開会の言葉＞

2 議事

(1) 保護者代表を委員に加えることについて

＜事務局から北部保育所保護者代表3人を委員に加えることについて説明＞

＜審議の概要＞

○ 施設利用者の声を仕様書等に反映させるため、北部保育所保護者代表3人を本委員会に加えることについて各委員の了解を求めたいがいかがか。

→ 異議無し

＜審議の結果＞

北部保育所保護者代表3人を委員に加えることを決定する。

(2) アンケート結果の報告について

＜事務局から北部保育所のアンケート結果について説明＞

＜審議の概要＞

○ 2件の回答があり、1件は特に意見はないというものであった。もう1件は「特別な意見ではないが、近年災害が多いことから、『緊急時の危機管理体制が確立されていること。』を加点しても良いのではないか。」というものであった。

→ ご意見を頂いた項目については、第2次審査において事業者のプレゼンテーションを経て委員の皆様へ採点してもらうものとし、次の議題の仕様書の中で併せて検討する。

＜審議の結果＞

次の議題の項目の中で審議することとして決定する。

(3) 募集要項、仕様書及び応募書類の検討について

＜事務局から北部保育所の募集要項、仕様書及び応募書類の検討について説明＞

＜審議の概要＞

○ アンケート結果の防災対策の加点についてどう考えるか。

→ 現在、防災防犯を含めて重要な取組だが、配点の説明の中で特に重要な点については10点が配点され、防犯対策が5点、防災対策が5点、安全対策が5点と、バランスが取れている。標準は3点、それ以上は4点や5点の加点もできることから現状のままで良いと考える。そのため、危機管理体制の加点も現状の配点で良いと考える。

→ 各委員の了承を得たことから、現状の配点のままとする。

○ 評価基準については、事務局案のとおりで良いか。

→ 異議無し

＜審議の結果＞

募集要項、仕様書及び応募書類について、事務局原案どおり決定する。

3 閉会

第2回野田市立保育所指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 平成31年1月28日(月)午後1時30分から午後3時25分まで
開催場所 野田市役所5階 511会議室
出席委員 副市長(委員長)、総務部長(副委員長)、企画財政部長、行政管理課長、
管財課長、北部保育所保護者代表2人
欠席委員 北部保育所保護者代表1人
事務局 保育課、行政管理課

1 開会

＜委員長から開会の言葉＞

2 議事

(1) 野田市立北部保育所指定管理者指定申請に係る第1次審査結果について(報告)

＜事務局から応募状況及び第1次審査結果について説明＞

- ・応募団体は1者
- ・第1次審査の結果、適格要件を満たしていた。

(2) 野田市立北部保育所指定管理者指定申請に係る第2次審査(プレゼンテーション)

応募団体(株式会社コビーアンドアソシエイツ)の審査

ー株式会社コビーアンドアソシエイツが入室ー

＜事業計画書等の概要について説明＞

＜審議の概要＞

○ 保育方針に「マトリクス保育」を基軸にしているとある。異年齢児交流保育と発達過程別保育の融合とのことだが、具体的にどのような保育をするのか。また、その効果について教えてほしい。

→ マトリクス保育とは、いわゆる縦割り保育で年齢が違う子ども同士の交流と、発達段階が同じぐらいの子どもを組み合わせた保育でクラスごとの保育を融合させたものである。私どもは縦割り保育を実践することで、年齢が違う子どもを通じて年長児がリーダーシップを発揮したり、年少児や年下の子に対する思いやりや優しさを育むというような効果を十分に得ている。一方で、お絵かきやはさみの使い方、文字のお稽古などの発達段階で違うものについては、発達段階で保育を行っている。その二つを組み合わせながら、異年齢児交流の中でできる保育としてお祭りや遊びなどの行事については、異年齢児の中でグループを構成して年長児が年少児の面倒を見ながら行事を楽しむ。また、その中で年少児が年長児に憧れの気持ちを持ちながら成長を促すという効果があると考えている。

○ 保護者との密接なコミュニケーションでは、連絡や相談を24時間体制で受けることができるとされているが、勤務時間以外の相談等は、誰がどのように対応するのか。

→ 連絡はメールでも行っており、24時間受信可能となっている。夜間に受信した場合は翌日に対応することとし、対応はメールで返信する場合もあるが、原則的には送迎時などに保護者に直接説明している。メールの確認については、職員全員が確認できるようになっており、早番の職員が連絡ノートなどに記録して情報共有を図るようにしている。

○ 男性保育士の配置について、北部保育所は何人配置しているのか。また、一般的に男性保育士の割合はどれくらいか。

→ 所長を含めて3人である。割合については、15年前は1パーセント程度であった。北部保育所は15パーセントで法人内でも全国的に高い割合となっている。

○ 配置計画書は現在のものか。また、定期異動はあるのか。

→ 30年度の配置状況を基に、少し変えたものとなっている。法人では1年おきに大きく異動をすることとしており、31年度がその年にあたり、所長クラスの異動を予定している。異動については、地域内でもあるが、他の地域から野田市に異動させることも考えている。

○ 業界での離職率はどのくらいか。

→ 業界全体としては30パーセント程度となっており、多いところでは職員の半分が入替わるところもある。法人が運営する市内の保育所は安定しており、5パーセント程度となっている。

○ 国際レベルでの保育を迫及することの一環として、海外姉妹保育園と締結し交流なども行われているようだが、この国際レベルでの保育を目指す中で、今後の事業発展を含めて、新たな構想はあるのか。

→ 幼児教育という部門においては、これまでの中学、高校での教育も大切だが、低年齢時の体験を大切にしなければならないというのが世界的に潮流となっている。社会情動的スキル、いわゆる学びに向かう力を低年齢児のうちに身に付けないと手遅れになると世界的に言われており、研究も進んでいる。日本でも近年東京大学を始めとして研究が進められていて、私どもも共同研究として臨床データを利用して、新しい論文を作っていくということに協力している。さらに、企業とも連携し、世界レベルに近づけるように取り組んでいる。

○ 外国語の会話を子どもたちに聞かせるなどの取組はしているのか。

→ 外国語は異文化体験として取り入れている。注力していることは、外国語を学ぶ前に母国語についてのコミュニケーション能力を高めることを行い、コミュニケー

ション能力が上がったあとに、外国語にも興味を持てるようになると考えており、小学校で必修化されたときに慌てない程度の取組を行っている。

○ 採用については具体的にいつ頃か。

→ 近年では、4月時点で内定が出る傾向がある。5年程前は5月、6月に内定が出ていたが養成校側からその時点では卒業が決定していない。カリキュラムが増えていることから、早く就職活動を行うと学業に影響があるので、内定を出す時期については遅くしてほしいとの要望があった。法人として内定はいつでも出せるが、本格的な選考は夏以降となっている。

○ 第三者評価の中で、保護者から高く評価された点について幾つか教えてほしい。

→ 保育行事と食事について高く評価された。

○ 延長保育の夕食やおやつの提供などでの家庭的な雰囲気作りとは何か。

→ 食事を提供する際、衛生的にはディスプレイエプロンとネット帽子が良いとは思っているが、家庭では使用しないため、家庭の雰囲気を持ったエプロンや布製の帽子を使用している。

○ エピペンについてはどんなときに誰が使用するのか。

→ アレルギーを持っており、重篤な症状が想定される子どもに対応するためのものである。看護師がいる場合は看護師が使用するが、保育士も研修を受けており、状況に応じて使用する。アナフィラキシーショックを起こして、救急車を待つ間に重篤化する可能性があるため、使用には躊躇しないこととしている。

○ 東京都福祉保健局が実施したコビープリスクールしゃくじいだいに対する実施検査結果通知について、口頭による指導事項の内容を教えてください。

→ 保育の内容に関する部分ではなく、書類について旧書式を使用しているなどの事務的なことである。

○ 北部保育所の課題と展望についてはどう考えるか。

→ 課題は、長期的な視点で見ると野田市の北部地域の人口減少と考えている。地域の子育て環境を良くすることや、保育所に魅力を持たせることによって地域に人が多くなり長く住んでもらえるような保育所づくりを目指している。

○ 「保育士の負担軽減のための取組」として実施している職場環境に関するアンケートの結果とその対応について教えてください。

→ アンケート結果については、人間関係が大部分を占めている。そのため本部職員がヒアリングを行い、他施設での上下関係を勉強させるなど、お互いに改善できるような取組を行っている。

○ 所長の資質とは何か。研修を通じて育つということか。

→ 管理職に就く以前の段階で各種の実行委員会を作り、委員長としてのリーダーシップを勉強する機会を作る。その後、所長や主任になった際にリーダーシップの取り方や部下との人間関係の構築についての研修を行っていく。

－株式会社コビーアンドアソシエイツが退室－

<採点整理>

各委員が応募団体からの説明及び質疑内容を基に採点する。

(3) 野田市立北部保育所指定管理者指定申請に係る第2次審査合格者の決定（指定管理者候補者の決定）について

<第2次審査の評価表の集計結果について説明>

第2次審査の評価表のうち、適格要件は全ての委員が適格と評価した。

集計の結果、評価項目27項目150点満点に対し、株式会社コビーアンドアソシエイツは105.7点で100点満点に換算すると70.5点であり、合格最低基準の6割を満たしていた。

<審議の概要>

○ 集計結果について、特に低い評価項目もなく、合格基準点も満たしているため、株式会社コビーアンドアソシエイツを指定管理者候補者として、今後協議に入ることと決定することによろしいか。

→ 異議無し

<審議の結果>

野田市立北部保育所指定管理者候補者は、株式会社コビーアンドアソシエイツに決定する。

(4) その他

<事務局から今後の日程について説明>

3 閉会

議案第 21 号

野田市立木間ヶ瀬保育所の指定管理者の指定について

次のとおり野田市立木間ヶ瀬保育所の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市立木間ヶ瀬保育所
指定 管 理 者	所 在 地	千葉県野田市中野台564番地の2
	名 称	株式会社コピーアンドアソシエイツ 代表取締役 小林 照男
指 定 の 期 間		平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

平成31年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立木間ヶ瀬保育所の指定管理者として、株式会社コピーアンドアソシエイツを指定しようとするものである。

野田市立木間ヶ瀬保育所指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者募集施設

野田市立木間ヶ瀬保育所

2 募集方法

随意

3 申請状況

1 者

株式会社コピーアンドアソシエイツ

千葉県野田市中野台 5 6 4 番地の 2

4 選定した指定管理者候補者

株式会社コピーアンドアソシエイツ

千葉県野田市中野台 5 6 4 番地の 2

5 選定理由

事前に提出された事業計画書等を委員 4 名で確認した結果、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市立保育所指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 平成31年1月24日(木) 午前11時から午後12時5分まで
開催場所 野田市役所5階 511会議室
出席委員 副市長(委員長)、企画財政部長、行政管理課長、管財課長
欠席委員 総務部長(副委員長)
事務局 児童家庭部長、保育課、行政管理課

1 開会

＜委員長から開会の言葉＞

2 議事

(1) 木間ヶ瀬保育所指定管理者の随意指定に係る審査

① 木間ヶ瀬保育所の随意指定の経緯について

- ・指定の基本的考え方について
- ・選定の簡素化について

② 木間ヶ瀬保育所仕様書の変更について

＜事務局から木間ヶ瀬保育所の随意指定の経緯及び仕様書の変更等について説明＞

③ 申請団体(株式会社コピーアンドアソシエイツ)の審査

＜事務局から事業計画書等の概要について説明＞

＜審議の概要＞

- 県内の保育所で最新の取組とされているコピーかんたんメールシステムでは、「連絡や相談を24時間体制でお受けすることができます。」とあるが、このシステムは施設単位の運用なのか。また、メールを受信してからの運用体制を教えてください。

→ このシステムは施設単位での運用となっている。

24時間体制で受ける連絡や相談の主な内容が、急な欠席や延長保育の利用希望となっている。保護者にとっては忙しい朝の時間帯の連絡手段が電話のみだったところ、時間を問わずに保育所へ連絡することが可能となり、深夜から子どもの体調がすぐれない場合などにも活用されている。

なお、受信したメールの内容は、職員全員が確認できるようになっており、夜に入ったメールについては、早番の職員が確認し、出勤してきた職員が確認できるよう連絡ノートなどに記録し、情報共有を図っている。また、日中は随時確認をしている。

○ このシステムはいつから運用されているか。

→ 木間ヶ瀬保育所に指定管理が導入されたときから運用されている。

○ 自己評価及び第三者評価の実施と活用について、第三者評価で指摘があれば教えてほしい。

→ 今後、更に取組が望まれるところとして、保護者と保育所のコミュニケーションに関して、個人面談や保育の様子を見学できる日を設けるなど、コミュニケーションの量と質が担保されており、子どもたちが成長していく様子についても、日々の送迎時に保護者に伝えているところであるが、引き続き成長に関する細やかな変化を伝えてもらいたいとの要望があるためコミュニケーションの取り方などについてもこれまで以上に細やかな情報を保護者に伝えられるよう工夫していくと聞いている。

なお、第三者評価を受審した29年度当時、園庭開放の利用者が少なかった状況を受け、園庭開放を多くの方に利用してもらうため、現在行っている木間ヶ瀬公民館との交流を活かし、更なるネットワークづくりの拡大に努め、子育て相談に応じることや、親子交流のきっかけを提供していくなど、専門性や機能を地域に対して還元していきたいとの考え方を確認している。

○ 労働基準法の遵守と待遇について、労働基準法を上回る条件で雇用していることが述べられているが、具体的な事例を教えてほしい。

→ 法定労働時間及び法人が定める所定労働時間については、1か月を平均して一週間当たりの勤務時間が40時間を超えないものとしている。正規職員のシフトを作成する場合、一日当たり8時間勤務のシフトを組むことはできるが、7.5時間のシフトを組み合わせることで、休息やプライベートの時間に充てられるよう柔軟な対応をしている。

○ 各種マニュアルについて危機管理、衛生管理、感染症対応、応急手当等多数のマニュアルを策定し研修等をしているが、これらのことを個々の職員が正しく習得し実践できるという担保はあるのか。また、そのための取組等があれば教えてほしい。

→ 職員の理解や習得を図るため、採用時点で参加する初任者研修でマニュアルの体系やマニュアルに基づいた対応の仕方などについて、基本的なレクチャーを行っており、保育所に配属された後も職員会議や社内外の研修を通して、定期的に各マニュアルを見直すことで最新の情報の習得に努めていることを確認している。

なお、社内外研修については、所長が年度初めに作成した研修計画を基に随時受講し、あらゆる災害を想定した避難訓練を毎月実施している。更に救命救急講習も3年に1回の頻度で定期的に受講している。

○ 木間ヶ瀬保育所において、独特な取組などがあれば教えてほしい。

→ 地域との交流が盛んである。

近隣に木間ヶ瀬公民館があるため、紙芝居や歌のサークル活動をされている方々が保育所に来てくれるなど、地域に密着し見守られる保育所となっている。また、公民館主催の幼稚園、関宿高校、近隣小学校との交流会等が行われており、幼稚園との交流会では、レクリエーションサークル活動が主体であり、手遊びや鯉のぼりの中を通り抜けたり、輪投げやボウリングなどのゲームをしたりして幼稚園児と一緒に楽しんでいると聞いている。関宿高校との交流会では、春の遠足で高校に行き、生徒と校庭で一緒に走り回ったり、サッカーをしたりと自由に遊び、触れ合う機会を設けている。また、保育所にも来てもらい、保育士の体験をするなどして、保育の大切さを学んでもらっている。さらに関宿高校の体育祭に4、5歳児が招待を受け、ダンスや体操と一緒にやっている。

(2) 木間ヶ瀬保育所指定管理者候補者の決定

<審議の概要>

○ それでは株式会社コピーアンドアソシエイツを指定管理者候補者として、決定してよろしいか。

→ 異議無し

<審議の結果>

野田市立木間ヶ瀬保育所指定管理者候補者は、株式会社コピーアンドアソシエイツに決定する。

(3) その他

<事務局から今後の日程について説明>

3 閉会